

事務連絡  
令和3年3月9日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、「緊急事態宣言延長に基づく協力要請について」では、緊急事態宣言を受けた時短営業の要請にご協力いただいた場合の協力金についての記載がありましたが、県ホームページに新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾：3月8日～3月21日）の概要が掲載されましたので、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、当該ホームページは、今後更新されますので、最新情報をご確認ください。

神奈川県ホームページ

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）について

（要請期間：令和3年3月8日から令和3年3月21日まで）

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin\\_7th.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_7th.html)

◎第7弾から、「「マスク飲食」を推奨していること」が交付要件となります。

※ 協力金（第7弾）に関する問い合わせ先

（受付時間）月曜から金曜（祝日は除く） 9時から17時

045-285-0743（コールセンターが開設されるまでの間）

※後日、専用のコールセンターを開設します。

\*かけ間違いのないよう、ご注意ください。